

平成30年度新居浜市教育委員会取組方針

新居浜市教育委員会

はじめに

人口減少・高齢化の進展、グローバル化に伴う国際競争の激化、子どもの貧困や地域格差の拡大など、現代社会において地域が抱える課題はますます大きく、顕在化しています。

また、人生100年時代、急速な技術革新による超スマート社会(Society5.0)など、これまでとは異なる新たな生き方が求められる現代に、我々が豊かに生きていくためには、人生の基盤となる若年期の教育の充実はもちろんのこと、生涯にわたって学び、活躍しつづけることが求められており、加速する変革の時代を生き抜く力を育成する「教育」の重要性は、ますます大きなものとなっています。

新居浜市では、平成27年度に見直しを行った第五次新居浜市長期総合計画のもと、「市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現」を目指し、教育・文化・スポーツの推進・充実に取り組んでいるところです。

今回、平成30年度における新居浜市が目指す教育の方向性や重点的に取り組む事項を示す具体的な指針として、新居浜市教育委員会取組方針を定めました。

この取組方針をすべての関係者が共有し、思いをひとつにして取組を進めることで、新居浜の子どもたちから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる学びの社会の創造を目指すものとします。

平成30年3月 新居浜市教育委員会

● 私たちのミッションは

子どもから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる
学びの社会を創ること

急激に変化する現代社会において、子ども達は将来に向けて生き抜く基礎基盤を固め、将来の夢を思い描き、その実現に向けて歩み出します。大人は社会の中で、様々な学習や活動に取り組むことで豊かな人生を築いていきます。

新居浜市教育委員会は事務局、教育機関が一体となり、様々な教育活動を通じて、すべての市民がその受益者であると同時に当事者として関わり、支え合いながら共に創り挙げる新しい学びのまちづくりを目指します。

★ ミッションの実現のために

私たちは「学習する組織」を目指します。

「学習する組織」とは、目的に向かって効果的に行動するために、組織としての意識と能力を継続的に高め伸ばし続ける組織です。

大切にしたいことは

- ① 志を育成する力
- ② 多様性を理解する力
- ③ みんなで一緒に創り上げる力 です。

▲ 基本理念として次の視点を掲げます。

1. すべての市民が尊重され、自己実現を目指します。(人間尊重主義)
2. 子ども達の将来に責任が持てる教育を推進します。(未来への責任)
3. 従来の当たり前を見直し、全体最適を追求します。(組織文化の変革)
4. 現場との対話を尊重し、支援のスタンスを持ちます。(現場第一主義)
5. ふるさとを愛し、先人を敬する心を大切にします。(地域愛の醸成)

○ 私たちが大切にしている約束(クレド)は

- ★「対話」・・・みんなで話し合きましょう。
- ★「共創」・・・力を出し合って一緒に
- ★「挑戦」・・・新しいことに挑戦します
- ★「包摂」・・・みんなに開かれた場づくり
- ★「継承」・・・よき伝統をつなげていきます
- ★「希望」・・・明るい未来を思い描きます。

社会教育課

第1 最重要課題

誰もが幸せを実感できる地域社会づくりに貢献する社会教育の実現

第2 重点事項(取組方針)

1 地域課題解決型の社会教育の推進

(1) 地域住民主導型の公民館活動の推進

- ア 地域課題を解決するための学習活動の推進
- イ 活動を支える公民館運営協議会等の地域自主組織の結成・強化
- ウ 地域住民主体の地域課題ワークショップへの協力（暮らしの問題を共有し解決策を考える活動等）
- エ 地域課題把握のための関係各課と連携した市政講座の開催（介護・子育て・健康・環境・都市計画・道路整備等）
- オ まちづくりにつながる人づくりを促進する学習活動の推進
- カ 地域住民の主体的参画を促すための楽しい仕掛けづくり

(2) 地域版シビックプライド醸成のための地域住民主体の取組の推進

- ア 地域に対する愛着と誇りの醸成につながる学習活動の推進
- イ 学校と連携した取組の展開

2 家庭・地域の教育力向上のための取組の推進

(1) きめ細かい家庭教育支援活動への取組

- ア 学校、関係課と連携した子育て支援施策の学習・情報提供
- イ 必要な課題、必要としている親に対応した多様な学習機会・情報の提供
- ウ 親同士の交流や気軽に集まれる場の提供など、講座形式にとらわれない学習・支援活動の展開

(2) 地域全体で子どもを育てる意識の醸成と体制の充実

- ア 学校支援地域本部・地域学校協働本部との連携（コミュニティ・スクール）
- イ 地域住民の参画による子どもの居場所づくりの推進
- ウ 子どもが地域で安心して過ごせる環境づくり

3 地域活動を支える人材育成の推進

(1) 公民館職員研修等の充実

- ア 館長会、主事会を活用した研修の実施

- イ ファシリテーター技能等の研修会の開催
- (2) 校区のまちづくり人材の育成
 - ア 地域づくりの担い手となる人材の発掘・育成への取組

4 社会教育関連施設・機能の充実

- (1) 公民館施設環境整備事業
- (2) 生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園の機能の見直し

5 公民館機能の見直し

- (1) 公民館の役割の再定義（自治会との関係性等）
- (2) 必要な職員体制への見直し
- (3) 首長部局との連携・協働

学校教育課

第1 最重要課題

子どもたちの豊かな学びを支える教育の充実

第2 重点事項(取組方針)

1 持続可能な開発のための教育と特色ある学校づくりの推進

(1) 小中学校のESD支援事業の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、学校と地域が連携して自主的に創意工夫を凝らした教育活動を展開する。ESDを深化させて、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた課題解決の取組(アクティブラーニング)を推進する。

- ア ESDフェスティバルの開催
- イ ふるさと学習の充実 [ふるさと学習奨励賞] [新居浜ものしり検定]
- ウ 国際理解教育の充実【中学生海外派遣事業】
- エ 環境教育の充実【学校環境教育支援活動事業】
- オ 防災教育の充実
- カ 人権教育の充実
- キ 道徳教育の充実【特色ある道徳教育推進事業】

(2) 特色ある学校づくり

学校・地域の特色を生かし、児童生徒が自立して社会で生きていく力を身に付けるための教育を推進する学校づくりに努める。

- ア 別子中学校学び創生事業

- イ 「いのちの授業」開催事業
- ウ 「誕生学プログラム」開催事業

2 不登校・いじめ対策の推進

不登校やいじめによる学校や社会への適応が難しい児童生徒の学校復帰と社会的自立を目指し、学校、家庭と関係機関の連携を進めながら、訪問活動や相談活動等に取り組む。また、学校における学級経営改善を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止と早期対応を強化する。

(1) 小中連携の取組

(2) 「絆アンケート」の実施と情報分析・実態把握

- (3) Q-Uの実施による問題行動等の未然防止と学級経営改善
- (4) あすなる教室における相談・指導
- (5) スクールソーシャルワーカーの配置・活用の拡充
- (6) スクールカウンセラー・ハートなんでも相談員・中一ギャップ対応職員を配置した相談体制の確立
- (7) 「新居浜市不登校対策検討委員会」による調査研究と情報提供
- (8) 「いじめ問題対策連絡協議会」による調査研究と情報提供

3 学力向上に向けた事業推進

標準学力調査等の結果をもとに検証改善を行い、確かな学力の定着と向上を図るための学習指導の改善に努める。主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、基礎的知識や技能を習得させ、課題解決能力を育てる学習の充実を推進する。

- (1) 英語力の向上【生きた英語教育推進事業】
- (2) 標準学力調査の実施
- (3) 学力向上推進委員会の機能強化
- (4) 放課後まなび塾の拡充
- (5) 学校図書館支援事業の実施
- (6) 中学生英語キャンプの開催
- (7) あかがね算数数学コンテストの開催
- (8) 小中学生科学奨励賞事業の開催
- (9) 中学生弁論大会の開催
- (10) 中学生英語スピーチコンテストの開催

4 コミュニティ・スクール導入の推進

社会総がかりで子どもたちを育むため、市内の全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校、家庭、地域の連携・協働体制の構築を図る。

- (1) コミュニティ・スクール推進事業
- (2) コミュニティ・スクールに係る研修会等の開催
- (3) 学校支援地域本部から地域学校協働本部への事業転換

5 学校における業務改善の推進

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースに基づき学校の業務改善を推進する。

- (1) 学校業務改善研修会、業務改善検討会の開催
- (2) 「ボイスシャワー」「人のことを大切に聞いて聞く」の実践

- (3) 地域人材を活用した部活動指導の検討
- (4) ICTを活用した校務支援システムの導入検討
- (5) 学校の業務改善に対する学校事務職員の積極的参加
- (6) 学校組織マネジメント機能の強化

6 放課後対策にかかる対象拡充と一体的運営の推進

放課後における子どもの安全な居場所づくりと子どもたちの健全育成、また学習習慣の定着に取り組むため、放課後児童クラブの対象学年を拡充するとともに放課後対策の一体的な運営を検討しながら事業の充実を推進する。

- (1) 放課後児童クラブの拡充
- (2) 放課後子ども教室、放課後まなび塾の拡充
- (3) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾の一体的な運営の推進

7 学校施設の適正規模・適正配置に関する方針検討

少子化の進展に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、今後における幼稚園、小中学校の適正規模・適正配置及び学校運営のあり方に関する方針の検討を進める。

- (1) 「新居浜市今後の学校のあり方検討委員会」において、今後における学校施設の適正規模・適正配置及び学校運営にかかる方針の検討する。

8 学校施設の長寿命化計画の策定と教育環境（空調設備・ICT・トイレ）の改善計画の策定

学校施設は、校舎の大部分が築後30年以上を経過していることをはじめ各施設も老朽化が進んでいる現状の中、長寿命化にかかる中長期的な管理計画を策定する。また、教育環境の整備にかかる空調設備の設計を実施するとともに、ICT機器の整備やトイレの洋式化など教育環境の改善計画を策定する。

- (1) エアコン整備に向けた設計業務等の実施
- (2) 公立学校施設にかかる長寿命化計画の策定
- (3) 主体的・対話的で深い学びのためのICT整備計画の策定
- (4) トイレの洋式化に関する改善計画の策定

9 学校施設環境整備工事の実施

老朽化が進んでいる学校施設について、危険性が高い箇所の改修工事を実施することにより、安全で快適な教育環境を確保する。

文化振興課

第1 最重要課題

豊かな感性を育む文化・芸術活動の推進と充実

第2 重点事項(取組方針)

1 文化力の向上

(1) 文化芸術を体験する

- ア 魅力的な展覧会、公演、イベントの実施
- イ 身近な場所での芸術体験（アウトリーチ）を実施
- ウ あかがねミュージアム・文化センターでの各種講座の実施

(2) 文化芸術を学ぶ

- ア あかがねミュージアム等での充実した教室・ワークショップの実施
- イ 展覧会時の講演会やギャラリートークを充実

(3) 文化芸術を発表する

- ア ワークショップや学んだことの成果を発表する場づくり
- イ 春の市民文化祭や秋の市展での作品発表の場づくり
- ウ 文化協会や県展など文化活動発表への支援

(4) 人材の育成

- ア 新居浜文化協会やあかがねミュージアムサポータークラブなど各種文化団体の活動を支援し育成していく。
- イ 地域作家の展覧会を通して、文化芸術活動に関わる人材を育成する。

2 文化財の保存活用

(1) 文化財の保存

- ア 文化財を守り育てるため、指定文化財保存のための補助等を行う
- イ 各地区の郷土芸能の保存継承事業に取り組む

(2) 文化財の活用

- ア 旧広瀬邸や新たに国指定名勝となった「旧広瀬氏庭園」を多くの方に利用してもらえるような企画や広報を進める。
- イ 郷土資料室「ふるさとラボ」を活用し、新居浜について楽しく学ぶ場を作る。また、誰でも気軽に参加できる講座を夏休みなどに開催し、小中学生の利用を促進する。

3 施設の管理運営

(1) 指定管理者と連携した施設の管理運営

ア 利用者の安心安全に配慮し、計画的な施設整備を実施する。

イ 事業計画に基づく施設の管理運営の実施

(2) 広瀬歴史記念館

ア 開館後20年を経過しているため、劣化した設備の計画的な改修に取り組む

イ 国指定名勝「旧広瀬氏庭園」及び国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」の大規模改修に向けての整備計画づくり

(3) 文化施設の魅力発信

インターネットを利用した施設のPRなど積極的な広報を行い、入場者増を目指す。

4 文化振興のためのビジョンづくり

文化振興に関する施策を計画的に推進するための指針である文化振興計画の策定に向け、文化施策の検証や今後の文化芸術の方向性について市民や庁内で意見交換する機会を設定するなど取り組みを開始する。

ス ポ ー ツ 振 興 課

第1 最重要課題

国体レガシーを活かしたスポーツまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

- 1 えひめ国体のレガシーを活かしたスポーツの振興
 - (1) 運動部活動競技力向上事業の拡充
 - ア えひめ国体市内競技種目(セーリング)のトップアスリート事業を実施
 - (2) 2020東京オリンピック事前合宿の誘致活動
 - ア 外国ウエイトリフティング・ナショナルチームの誘致活動を継続
 - イ 重量拳練習場の移設整備を検討
 - (3) スポーツ大会の誘致
 - ア 市外からの選手、チームが数多く参加するスポーツ大会開催への支援
 - イ 中国・四国地区小学生男女ソフトボール交歓大会への支援
- 2 競技力向上で魅力あるスポーツまちづくり
 - (1) 市内のジュニア、中学生、高校生の競技力向上
 - ア 全国大会出場を目指す学校スポーツ活性化事業の継続
(ウエイトリフティング、バスケットボール、バドミントン、陸上競技)
 - イ 学校トップアスリート事業の実施
(サッカー、セーリング、バスケットボール、バドミントン、野球、陸上競技)
 - ウ 青少年育成スポーツ活動事業への支援
(サッカー、ソフトボール、バレーボール、ミニバスケットボール)
- 3 市民のスポーツ活動への支援
 - (1) 市内の各団体等が主催する市民スポーツ活動への支援
 - ア 知的障がい者のスポーツプログラム実践事業
 - イ わんぱく相撲にいはま場所
 - ウ 第21回中国・四国地区小学生男女ソフトボール交歓大会
 - エ 新居浜市駅伝競走大会
 - (2) 全国大会・国際大会出場者等へ奨励金支出による支援
 - (3) スポーツ大会開催支援奨励金支出による規模の大きいスポーツ大会の誘致
- 4 体育施設の整備及び管理の将来設計
 - (1) 市内体育施設の拡充と維持管理

- ア 市民体育館への空調設備導入に向けて基本設計、実施設計を策定
 - イ 既存施設の充実（機能向上）と機能維持
- (2) 総合運動公園構想実現に向けての取り組み
- ア 市長事務部局（企画部・建設部）との連携強化
 - イ 基本計画策定に向けた取り組み
- 5 スポーツによる新居浜の活性化
- (1) 市民体育の充実・強化
- ア 新居浜市民体育祭等の開催と新居浜市体育協会への支援
 - イ 新居浜市民マラソン大会（あかがねマラソン）の開催
 - ウ 総合型地域スポーツクラブ設立に向けての検討
 - エ 市民体育祭総合開会式の改善に向けた取り組み
- (2) 愛媛県事業や地元プロスポーツチームと連携したスポーツまちづくり
- ア 愛・野球博（仮称）事業への協力・支援
 - イ 地元プロスポーツチームと連携したスポーツに親しむ、楽しむ機会の提供
 - (ア) 愛媛マンダリン・パイレーツ（野球）
 - (イ) 愛媛FC（サッカー）
 - (ウ) 愛媛オレンジ・バイキングス（バスケットボール）
- 6 『新居浜市スポーツ推進計画』の中間評価への取り組み
- (1) 『新居浜市スポーツ推進計画』の中間評価
- ア 平成26年から平成33年までの計画期間である『新居浜市スポーツ推進計画』について、中間年である平成30年度中に中間評価を行う。

発達支援課

第1 最重要課題

障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援

第2 重点事項(取組方針)

1 早期からの発達支援体制の再構築

(1) 保育園・幼稚園への巡回相談の充実

ア 29年度神郷幼稚園をモデル園として実施した支援方策を検証し、一番身近な保育現場においてできる「気になる子」への支援を図る。

イ 保護者の育児不安や親としての関わり方等について、助言を行う。

(2) こども発達支援センターにおける早期療育通園事業の拡充

発達に課題のある幼児に対し、必要な療育を十分に提供できる体制をつくる。

2 発達に課題のある子を持つ保護者への支援機会の充実

(1) 各種相談による保護者支援の実施

保護者の困っていることについて、総合相談、教育相談等を周知し、解消に努める。

(2) 早期療育通園事業「育ちの教室・ことばの教室」通所幼児保護者支援の充実

ア 子どもの行動についての適切なほめ方など、子どもへの関わり方について、学ぶ機会（ペアレントトレーニング）を設定する。

イ 子育てについて、同じ悩みを持つ保護者同士の話し合いの機会を充実する。

ウ 家庭における子どもとの関わり方について、育児経験者との意見交換会の場を設定する。

3 学習指導要領改訂に伴う自立活動の充実

(1) 自立活動の意義の確認

ア 自立活動の意義の周知を図る。

イ 特別支援学級や通級による指導において、自立活動の教育課程上の位置付けを明確にする。

ウ 通常の学級におけるすべての児童生徒に対して、自己実現を目指し個に応じた指導の充実を図る。

(2) 自立活動の指導の充実

- ア 特別支援学級担任や通級指導担当者のアセスメント力の向上を図る。
 - イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
 - ウ 発達段階を踏まえた自立活動の改善・充実を図るため、指導方法等について特別支援教育コーディネーター研修会で研修を実施する。
 - エ 各種検査の結果を参考に、個に合った支援を行う。
- (3) 合理的配慮とのかかわり
- ア 幼児・児童・生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服し、生き生きと学び生活するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付ける。
 - イ 自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度が養えるよう、具体的な指導内容を設定し指導する。

4 小・中学校通級指導教室の利用促進

28～29年度文部科学省事業「通級による指導担当教員等専門性充実事業」の研究に基づき、通級指導教室における指導の充実を図る。

(1) 通級による指導の意義の確認

すべての教員が通級による指導の意義や基本的な考え方を理解する。

(2) 通級による指導の指導方法・内容の充実

- ア 通級指導担当者のアセスメント力や指導力の強化・充実を図る。
- イ 一人一人の課題に応じて、通級による指導の開始、終了、指導目標及び具体的な指導内容を明確にする。
- ウ 通級指導担当者と在籍学級担任との連携を深め、指導方法・内容についての共有を図る。
- エ 本人、保護者、通級指導教室担当者、在籍学級担任による評価を行い、学習したことが実践に結びついているか確認する。

5 障がい者理解及び特別支援教育の啓発の実施とすべての教職員等の専門性の向上

- (1) 障がい者理解教育をESD（持続可能な開発のための教育）教育の柱とする。
- (2) 特別支援教育、発達支援に関する各種研修会を開催し、障がいや発達に課題のある幼児、児童及び生徒の理解を深めるとともに、学校や園全体としてインクルーシブ教育システムの構築のための取り組みの充実を図る。
- (3) 特別支援教育に関する講演会等の開催や障がい者理解促進のため、ホームページの充実や広報誌等により啓発や市民周知を図る。
- (4) 「発達障がい支援者のための実践セミナー」公開講座への出席を促す。

学校給食課

第1 最重要課題

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

第2 重点事項(取組方針)

1 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

- (1) 栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
- (2) 校内放送や各種資料等を活用し、児童生徒に対する指導を行うとともに、栄養バランスのとれた献立づくりを家庭に普及する。
- (3) 安全性を最優先した食物アレルギー対応に努める。
- (4) バイキング給食、マナー給食等、特別給食の実施に努める。
- (5) 郷土料理等、地元の特徴を生かした給食の実施に努める。
- (6) 地元産物の活用に努める。

2 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

- (1) 各調理場の施設設備の衛生面、安全性を重視した修繕、更新を図る。
- (2) 各調理場において、ネズミ・害虫等の防除を図る。
- (3) 学校給食研修会、調理場訪問衛生研修会等、衛生管理徹底のための研修の充実を図る。

3 給食施設設備の整備・更新

本市の給食施設は、小学校調理場の老朽化が進んでおり、平成29年度に策定した学校給食施設整備基本計画に基づき、小学校調理場の整備に着手する。また、平成13年度に設置した学校給食センターも、順次調理機器の更新が必要な時期にきていることから、計画的な整備・更新を図る。

4 学校給食費の適正化等

本市の学校給食費は、平成21年度の改定以降、消費税率の改定や原材料費の価格上昇に伴い、安全安心で栄養バランスの取れた給食の維持のため、適正価格の検討を進める時期にきている。また、引き続き、多子世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む必要がある。

- (1)、学校給食費の見直しに取り組む。
- (2) 学校給食多子世帯支援事業を実施する。
- (3) 法的措置も含め、給食費の未納解消に取り組む。

図 書 館

第1 最重要課題

生涯学習及び地域情報拠点としての、図書館機能の充実

第2 重点事項(取組方針)

1 図書館運営における市民サポーター登録制度の開始・推進

市民の参加・協力を得られるような一部定例的な業務について、サポーター登録制度を立ち上げ、参加者を募る。

(内容) 読み聞かせ・朗読図書作成・図書館まつりなどのイベント協力
書架整理 など

2 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会・場所の提供に努める。

(具体策) 読書通帳の活用、こども読書通帳マラソンの実施、
お話会の充実(幼児対象、小学生対象、夏の怖いお話会、クリスマス
お話会等)、図書館まつり(ブックリサイクル・図書館見学など)、
夏休みは図書館へ行こう!(イベントの開催等)、
展示コーナーの充実、健康・地域活性化支援コーナーの充実、
ホール・会議室等における文化集会事業の利用促進

3 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

市民の読書活動の推進及び地域課題の解決を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業との連携を強化する。

(具体策) ブックリスト「本のたからばこ」を学校図書館、福祉施設等において活用できるようにはかる、
図書館ネットワーク・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供、愛媛県立図書館図書の遠隔地返却地サービス協力、
ブックスタート事業、出前講座、健康支援、生活支援、
地域活性化(ビジネス)支援コーナーの充実、リサイクル図書等の活用、移動図書館の利用促進、病院等施設内での利用案内の掲示、
新入小学生への案内の配布・図書館カードの作成

4 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知ってもらい、図書館の利用促進につなげるため、あらゆる情報媒体を活用しPR活動を推進する。

(具体策)「夏休み子ども探検隊」等図書館行事においてPR、
図書館ホームページの充実、メールマガジンの発行(毎週水曜日)、
歴代文学賞受賞者紹介、図書館通路等掲示板の有効活用、図書館行事・
活動の広報及び報告、イメージキャラクターの活用

5 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するため、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

(具体策)古文書等のデータベース化、愛媛新聞公開データベースの
閲覧、別子銅山コーナー・住友関連コーナー・住友関連企業社史
コーナーの充実、「別子銅山に関する本の解説講座」等の実施、
「住友老壮文庫」の活用研究